○厚生労働省告示第四十二号

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第二十条第二号ト及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第二十条第三号トの規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日　厚生労働大臣　田村　憲久

第十第一号中「及びアポモルヒネ塩酸塩製剤」を「、アポモルヒネ塩酸塩製剤及びセルトリズマブペゴル製剤」に改める。

○厚生労働省告示第四十三号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日　厚生労働大臣　田村　憲久

別表第九中「アポモルヒネ塩酸塩製剤」を「アポモルヒネ塩酸塩製剤　セルトリズマブペゴル製剤」に改める。

○農林水産省告示第五百二十六号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第五項の規定に基づき、平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号（農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年三月八日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係県庁に備え置いて縦覧に供する。）

附　則

この告示による改正後の平成二十四年二月一日農林水産省告示第二百四十六号の規定は、なつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。以下同じ。）以外の果樹（以下「一般果樹」という。）に係る収穫共済にあっては平成二十六年産の果実に係る共済関係から、なつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済にあっては平成二十七年産の果実に係る共済関係から適用するものとし、一般果樹に係る収穫共済の平成二十五年以前の年産の果実に係る共済関係並びになつみかん及びかんきつ類の果樹に係る収穫共済の平成二十六年以前の年産の果実に係る共済関係についての農業災害補償法第百二十条の六第五項の細区分については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第五百二十七号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の六第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）及び第百五十条の五の十三第二項（同条第五項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、平成二十六年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十七年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の一キログラム当たり価額として農林水産大臣が定める金額を次のように定める。

平成二十五年三月八日　農林水産大臣　林　芳正

（「次のよう」は、省略し、その関係書類を農林水産省経営局保険課及び関係都道府県庁に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第四十四号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、二風谷イタを同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月八日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　伝統的工芸品の名称
二風谷イタ

二　伝統的な技術又は技法
木地に対する彫刻は、次の技術又は技法によること。
(一)　モレウノカ、アイウシノカ、シクノカなどのアイヌ文様を彫り込む「文様彫り」をすること。
(二)　文様と文様の間のスペースをラムラムノカ（ウロコの形）で埋める「ウロコ彫り」をすること。

三　伝統的に使用されてきた原材料
木地は、クルミ若しくはカツラ又はこれらと同等の材質を有する用材とすること。

四　製造される地域
北海道　沙流郡平取町

五　指定年月日
平成二十五年三月八日

○経済産業省告示第四十五号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、二風谷アットゥシを同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月八日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　伝統的工芸品の名称
二風谷アットゥシ

二　伝統的な技術又は技法
1　糸は、次の技術又は技法によること。
(一)　「糸裂き」によること。
(二)　「機結び」によること。
(三)　「糸撚り」によること。
2　機織りは、次の技術又は技法によること。
(一)　「受け糸取り」によること。
(二)　後帯機を使う「機織り」によること。

三　伝統的に使用されてきた原材料
主原料は、オヒョウ若しくはシナノキとすること。

四　製造される地域
北海道　沙流郡平取町

五　指定年月日
平成二十五年三月八日

○経済産業省告示第四十六号

伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、紀州へら竿を同条第一項の伝統的工芸品として指定したので、同条第四項の規定に基づき告示する。

平成二十五年三月八日　経済産業大臣　茂木　敏充

一　伝統的工芸品の名称
紀州へら竿

二　伝統的な技術又は技法
1　乾燥は、自然乾燥によること。
2　製造は、次の技術又は技法によること。
(一)　あらかじめ継ぐ竹を決める「生地組み」を行うこと。
(二)　「火入れ」をし、「矯め木」を用いて「矯め」を行うこと。
(三)　「差し込み」は、「並継ぎ」であること。また、「玉口」は、絹糸を巻いた後、漆を塗布して水研ぎを二回以上行うこと。
(四)　穂先は角材状の竹を円錐状に削って加工すること。

三　伝統的に使用されてきた原材料
(一)　使用する竹材は、真竹、黒竹、高野竹若しくは矢竹又はこれらと同等の材質を有するものとすること。
(二)　持ち手部分を除く漆塗りの補強の下地には絹糸を使用すること。
(三)　漆は、精製漆とすること。

四　製造される地域
和歌山県　橋本市、伊都郡九度山町

五　指定年月日
平成二十五年三月八日

○国土交通省告示第二百二十号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十一条の三第十五項において準用する同条第四項の規定により、東京都市計画土地区画整理事業大手町土地区画整理事業の施行規程及び事業計画の変更について、その関係図書を次のように縦覧に供するため、土地区画整理法施行令（昭和三十年政令第四十七号）第三条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十五年三月八日　国土交通大臣　太田　昭宏